

くまもと銃猟者緊急確保育成事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、くまもと銃猟者緊急確保育成事業（以下「事業」という。）を委託して実施するにあたり、事業を適正かつ円滑に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

近年の野生鳥獣の農作物被害のうち、特に鳥類による被害が急増している。イノシシやシカ捕獲者と比較して、鳥類捕獲に対応する銃猟者の担い手が少なく、さらに技術・経験を有する熟練銃猟者の減少により駆除体制の継続に支障をきたしかねない状況となっている。

そこで、地域の銃猟者（銃所持許可取得後概ね5年以内等）に対する技術向上研修や、現場での捕獲実践教育研修を通じて、銃猟者の確保育成を図る。

第3 実施の方法

事業の実施にあたっては、委託業務とし、地域振興局又は広域本部（熊本市は自然保護課）（以下、「地域振興局等」という。）は、所管する市町村の鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）に対し、次の業務内容を委託する。

1 銃猟技術向上支援事業

(1) 射撃技術向上研修

銃所持許可取得後概ね5年以内の銃猟者を対象に、射撃場において地元熟練銃猟者の指導のもと、銃の知識や取扱い、射撃姿勢等の技術向上研修の実施。

(2) 舟上射撃技術向上研修

鳥類の捕獲に必要となる舟上射撃の技術を習得するため、舟上捕獲経験が概ね10年以内の銃猟者を対象に、地元熟練銃猟者の指導のもと、発砲ポイントの選定・移動や舟上での射撃姿勢等の技術習得研修の実施。

2 鳥類捕獲実践支援事業

鳥類の動作に対応した確実な捕獲技術の習得を核とした、現場での射撃の基本を習得するための研修の実施。

第4 委託手続き

地域振興局等は、予め協議会と受講者の対象条件等を確認したうえで、協議会に対し、見積書の提出を依頼する。見積書提出の依頼を受けた協議会は、地域振興局等が定めた期限までに見積書を提出する。

第5 契約の締結

地域振興局等は、前条の書類を受理し、審査のうえ適当と認めるときは、協議会と業務委託に関する契約を締結するものとする。

第6 事業着手

協議会は、業務の実施に着手したときは、着手届（第1号様式）を地域振興局等に提出するものとする。

第7 指示及び指導

地域振興局等は、当該事業の円滑な推進を期するため、協議会に対して必要に応じて指示及び指導を行うものとする。

第8 流用の禁止

委託料の支払いを受けた協議会は、同委託料を当該事業以外の経費に流用してはならない。

第9 完了報告

協議会は、当該事業を完了した場合は、地域振興局等に対し、次に掲げる書類を添えて速やかに完了報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

(1) 事業実績書（第3号様式）

(2) 研修等写真

2 地域振興局等は、前項の完了報告書の提出があった場合には、事業内容等の適否について完了検査を行うとともに、その結果を環境生活部長に報告しなければならない。

第10 契約の解除及び委託料の返還

地域振興局等は、協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委託契約を解除し、又はすでに支払った委託料がある場合は、その全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

(1) 第7の規定に従わなかったとき。

(2) 第8の規定に違反したとき。

(3) 委託事業の完了の見込みがないとき。

(附則)

この要領は、令和4年（2022年）6月10日から施行し、令和4年（2022年）6月10日から適用する。

(第1号様式)

着手届

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

協議会名

印

年 月 日付け契約のくまもと銃猟者緊急確保育成事業について、下記のとおり着手しましたので、くまもと銃猟者緊急確保育成事業実施要領第6の規定によりお届けします。

記

業 務 名	年度（ 年度）くまもと銃猟者緊急確保育成 事業業務委託
業 務 場 所	
着手年月日	年 月 日
履 行 期 限	年 月 日まで
業 務 委 託 料	金 円

(第2号様式)

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

協議会名

印

年度（ 年度）くまもと銃猟者緊急確保育成事業業務委託
完了報告書

年 月 日付け契約のくまもと銃猟者緊急確保育成事業について、下記のとおり事業を完了したので、くまもと銃猟者緊急確保育成事業実施要領第9第1項の規定により提出します。

記

- 1 事業実績書
- 2 研修写真

(第3号様式)

事業実績書

1. 銃猟技術向上支援事業（射撃技術向上）

(1) 研修受講生名簿

鳥獣被害防止協議会名	所属駆除隊名（加入予定）	氏名	鉄砲所持許可年数

※鉄砲所持許可証の写しを添付すること。

(2) 講師名簿

鳥獣被害防止協議会名	所属駆除隊名	氏名	備考

(3) 研修実績

年月日	内容	場所	備考

2. 銃猟技術向上支援事業（舟上射撃技術向上）

(1) 研修受講生名簿

鳥獣被害防止協議会名	所属駆除隊名	氏 名	舟上射撃 経験年数

(2) 講師名簿

鳥獣被害防止協議会名	所属駆除隊名	氏 名

(3) 研修実績

年月日	内 容	場 所	備 考

3. 鳥類捕獲実践支援事業

研修受講者名	参加駆除隊名	捕獲鳥類名	捕獲羽数	備 考

4. 経費内訳

(単位：円)

経費区分	金額	内容、積算根拠
銃猟技術向上支援事業 (射撃技術向上)		
銃猟技術向上支援事業 (舟上射撃技術向上)		
鳥類捕獲実践支援事業		
諸経費 (共通仮設費、 現場管理費、一般管理 費等)		
小 計		
消費税等		
合 計		

* 内容、積算根拠はできるだけ明確に記載すること。